○東北地方整備局告示第六十六号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号。以下「法」という。）第二十条の規定に基づき事業の認定をしたので、法第二十六条第一項の規定に基づき次のとおり告示する。

令和六年十月二十九日

東北地方整備局長　西村　拓

第１　起業者の名称　福島県

第２　事業の種類　県道小野富岡線改築工事（高津戸工区・福島県双葉郡富岡町大字大菅字蛇谷須地内から同町大字大菅字大平地内まで）

第３　起業地

１　収用の部分　福島県双葉郡富岡町大字大菅字蛇谷須及び字大平地内

２　使用の部分　福島県双葉郡富岡町大字大菅字蛇谷須及び字大平地内

第４　事業の認定をした理由

申請に係る事業は、以下のとおり、法第20条各号の要件を全て充足すると判断されるため、事業の認定をしたものである。

１　法第20条第１号の要件への適合性

「県道小野富岡線改築工事（高津戸工区）」（以下「本件事業」という。）は、福島県双葉郡富岡町大字上手岡字後田地内から同町大字大菅字大平地内までの延長約2.0㎞の区間（以下「本件区間」という。）を全体計画区間とする県道改築工事であり、申請に係る事業は、本件事業のうち、上記の起業地に係る部分である。

本件事業は、道路法（昭和27年法律第180号）第３条第３号に掲げる都道府県道に関する事業であり、法第３条第１号に掲げる道路法による道路に関する事業に該当する。

したがって、本件事業は、法第20条第１号の要件を充足すると判断される。

２　法第20条第２号の要件への適合性

起業者である福島県は、既に本件事業を開始していること、また、都道府県道の管理は、道路法第15条の規定によりその路線の存する都道府県が行うものとされているところ、県道小野富岡線（以下「本路線」という。）は、同法第７条の規定により福島県知事が県道に認定した路線であることなどから、本件事業を遂行する充分な意思と能力を有すると認められる。

したがって、本件事業は、法第20条第２号の要件を充足すると判断される。

3　法第20条第３号の要件への適合性

⑴　得られる公共の利益

本路線は、福島県田村郡小野町を起点とし、田村市、双葉郡川内村等を経由して、同郡富岡町に至る延長約50.5㎞の幹線道路である。

本路線は、福島復興再生特別措置法（平成24年法律第25号）に基づく福島復興再生計画（令和５年９月８日変更認定）において、避難指示・解除区域の復興と避難住民の帰還を推進するために重点的に整備を進めることとされているなど、東日本大震災からの復興に重要な役割を果たす路線である。

また、本路線のうち、本件区間に対応する区間（以下「現道」という。）を含む常磐自動車道常磐富岡インターチェンジから一般国道６号までの区間は、物流上重要な輸送網として道路法に基づく重要物流道路に指定されており、平常時・災害時を問わない安定的な輸送の確保が求められている。

しかしながら、現道は、福島県県道の構造の技術的基準を定める条例（平成24年福島県条例第104号。以下「条例」という。）に定める車道幅員を満たさない狭小な区間が大部分を占めており、最小曲線半径を満たさない線形不良区間も複数存在することから、大型車の通行やすれ違いに支障をきたすなど、幹線道路としての機能を十分に発揮できていない状況にある。

本件事業の完成により、必要な車道幅員等を確保した良好な道路が整備され、現道における通過交通等が転換することから、安全かつ円滑な自動車交通の確保に寄与することが認められる。また、東日本大震災復興基本法（平成23年法律第76号）に基づく「「第２期復興・創生期間」以降における東日本大震災からの復興の基本方針」（令和６年３月19日閣議決定）においては、避難住民の帰還、移住等の促進、生活再建等が掲げられており、本件事業は、福島県の復興支援に寄与することが認められる。

したがって、本件事業の施行により得られる公共の利益は、相当程度存すると認められる。

⑵　失われる利益

本件事業が生活環境等に与える影響については、本件事業は、環境影響評価法（平成９年法律第81号）等に基づく環境影響評価の実施対象外の事業であるが、起業者が令和５年８月に同法等に準じて、任意で大気質、騒音等について環境影響調査を実施しており、その結果によると、いずれの項目においても環境基準等を満足するとされている。

また、起業者が令和５年３月に実施した調査によると、本件事業の施工区域内及びその周辺の土地において、動物については絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成４年法律第75号）における国内希少野生動植物種であるハヤブサ、環境省レッドリストに絶滅危惧Ⅱ類として掲載されているミズスマシ、ト

ゲアリ等その他これらの分類に該当しない学術上又は希少性等の観点から重要な種（以下単に「重要な種」という。）が、植物については環境省レッドリストに絶滅危惧Ⅱ類として掲載されているナツエビネ、準絶滅危惧として掲載されているイトモ及びナガミノツルキケマンその他これらの分類に該当しない重要な種がそれぞれ確認されている。本件事業がこれらの動植物に及ぼす影響の程度は、周辺に同様の生息又は生育の環境が広く残されることなどから影響がない若しくは極めて小さいと予測されている。加えて、起業者は、今後工事による改変箇所及びその周辺の土地でこれらの種が確認された場合には、必要に応じて専門家の指導助言を受け、必要な保全措置を講ずることとしている。

本件事業の施工区域内の土地には、文化財保護法（昭和25年法律第214号）による周知の埋蔵文化財包蔵地が２か所確認されているが、既に発掘調査が完了しており、記録保存を含む適切な措置が講じられている。

したがって、本件事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

⑶　事業計画の合理性

本件事業は、条例による第３種第２級の規格に基づく２車線の道路を現道のバイパスとして建設する事業であり、その事業計画は条例等に定める規格に適合していると認められる。

また、本件区間におけるルートについては、既設ＪＲボックス活用バイパス案（以下「申請案」という。）のほか、最短バイパス案並びに既設ＪＲボックス及び現道活用案の３案について検討が行われている。申請案と他の２案とを比較すると、申請案は、取得必要面積は中位であるものの、橋梁の総延長が最も短く、新設されるＪＲボックスも小規模なものとなるため施工性に優れていると判断されること、事業費が最も低く抑えられることなどから、社会的、技術的及び経済的な面を総合的に勘案すると、申請案が最も合理的であると認められる。

したがって、本件事業の事業計画については、合理的であると認められる。

以上のことから、本件事業の事業計画に基づき施行することにより得られる公共の利益と失われる利益とを比較衡量すると、得られる公共の利益は失われる利益に優越すると認められる。したがって、本件事業の事業計画は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるため、法第20条第３号の要件を充足すると判断される。

４　法第20条第４号の要件への適合性

⑴　事業を早期に施行する必要性

３⑴で述べたように、現道は、十分な車道幅員、最小曲線半径が確保されていない区間が存するため、大型車の通行やすれ違いに支障をきたしているなど、安全かつ円滑な自動車交通の確保を図る必要があることから、本件事業を早期に施行する

必要があると認められる。

また、葛尾村長を会長とする双葉地方町村会より、本件事業の早期完成に関する強い要望がある。

したがって、本件事業を早期に施行する必要性は高いものと認められる。

⑵　起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な範囲であると認められる。

また、収用の範囲は、全て本件事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられ、それ以外の範囲は使用としていることから、収用又は使用の範囲の別についても合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地を収用し、又は使用する公益上の必要があると認められるため、法第20条第４号の要件を充足すると判断される。

５　結論

以上のとおり、本件事業は、法第20条各号の要件を全て充足すると判断される。

第５　法第26条の２第２項の規定による図面の縦覧場所　福島県双葉郡富岡町役場